

生活保護を申請しようとする方へ

生活保護のしおり



この「しおり」は生活保護の制度について説明したものです。
わからないことや、相談のある方は、お近くの県の福祉事務所
またはお住まいの町村役場の窓口へお声がけください。
電話によるお問い合わせもできます。連絡先は最後のページも
ご覧ください。

福祉事務所名：山本福祉事務所
電話番号：0185-52-5105

1 生活保護とは

私たちは、生活しているうちに収入が減ったり、病気やケガなどにより働けなくなったり、家族のなかで働き手が亡くなったりして生活に困ることがあります。



生活保護は、このように生活に困っている方に対し、すべての国民の「人間らしく生きる権利」を保障した憲法第25条の理念に基づき、人間らしい最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分の暮らしを支えるよう支援することを目的とした制度です。

2 生活保護の内容

(1) 生活保護の原則として世帯（暮らしを一緒にしている家族）を単位として、次の8種類の扶助を行います。

①生活扶助

衣食、光熱水費など日常生活に必要な費用



②住宅扶助

家賃、地代などに必要な費用



③教育扶助

子どもが義務教育を受けるための学用品、給食費などの費用



④介護扶助

介護サービスを受けるために必要な費用



⑤医療扶助

医療機関での診療、薬剤、施術などに必要な費用



⑥出産扶助

出産に必要な費用



⑦生業扶助

高等学校等への修学、就職のための資格取得などに必要な費用



⑧葬祭扶助

世帯員がなくなった際の葬儀などに必要な費用



トピックス



<学習支援費>

小学校等・中学校等（教育扶助）又は高等学校等（生業扶助）の課外のクラブ活動に係る道具類や合宿及び大会への参加に係る交通費などの費用

(2) 一時的に必要な費用として国の定める範囲内で次のようなものを支給することができます。

①被服費

被服、布団類、新生児のための産着等が全くない場合等に必要な費用

②入学準備金

小学校・中学校等に入学する準備などに必要な費用



③家具什器費

炊事用具・食器、暖房器具等の持ち合わせがない場合に必要な費用

④住宅維持費

家屋の修理・補修、雪下ろしなどに必要な費用



⑤配電設備費

配電設備がない場合に、新設に必要な費用

⑥水道等設備費

水道・井戸、下水道設備の新設に必要な費用

⑦通院交通費

医療機関を受診する際の電車・バスなどに必要な費用



3 生活保護の決め方

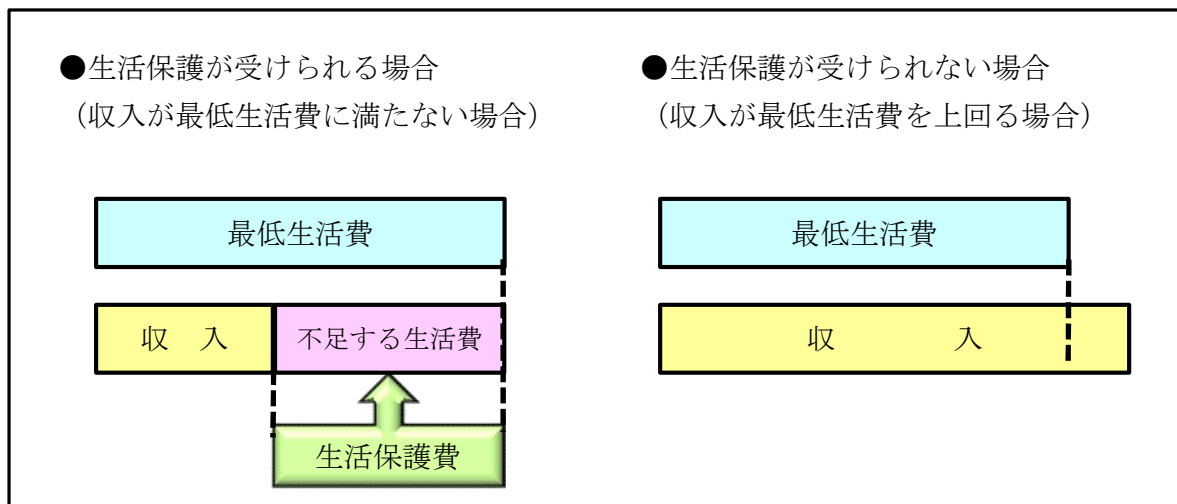
世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、収入が下回る場合にその不足する額が生活保護費として支給される仕組みになっています。

(1) 最低生活費とは

世帯の暮らしの実態（年齢、人数、健康状態、住んでいる地域など）をもとに、国で決めた基準により計算された生活扶助費をはじめ、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の8種類の扶助を合計した1か月分の生活費で、月によって変わる場合があります。

(2) 収入とは

働いて得た収入、年金や手当、資産を貸したり売ったりして得た収入や親・兄弟姉妹などからの仕送り援助など、世帯全員の収入を合計したものです。



4 生活保護が決定するまでの流れ

(1) 生活保護の申請

① 申請

生活保護を受けるには、本人や家族などの申請が必要です。

申請するときには、福祉事務所や町村役場に備え付けている申請書に必要事項を記入し、提出してください。申請書の記入が難しいときは、窓口で「生活保護を申請したい」と申し出てください。申請のために必要な援助をします。



病気などで申請の手続きに来られないときは、福祉事務所や町村役場に連絡してください。

申請すると14日以内（どんなに遅くなくても30日以内）に生活保護が受けられるかどうか、受けられる場合はどういう保護をどれだけ受けられるか、などの内容を記載した回答（決定）が文書で通知されます。

② 申請をやめたいとき

申請した後で、家族等と再度話し合ったり、また、困っている事情が変わったなどにより生活保護の申請を取りやめたい場合、「申請の取り下げ」をすることができます。その場合、不服があっても審査請求などの「不服申立て」ができませんので、ご注意ください。

なお、福祉事務所や役場の職員から、申請の取下げを働きかけることはありません。

○不服申立てとは

行政の決定（処分）に対して納得いかない（不服がある）場合に審査請求、再審査請求をすることができる制度のことです。

(2) 調査

申請があると福祉事務所のケースワーカーが家庭訪問などの方法により生活保護が必要かどうかの調査をします。



調査の主な内容には、次のようなものがあります。

- 現在の生活状況、世帯員の健康状態、扶養義務者の状況、収入、資産
- 今までの生活状況、その他

(3) 決定

調査結果をもとに、定められた基準により生活保護が必要かどうか、また、必要ならどの程度のものか、福祉事務所長が判断し、申請のあった日から14日以内（どんなに遅くなくても30日以内）に決定して、その内容を文書で申請者に通知します。

生活保護が受けられる場合、原則として申請日から生活保護が開始されます。

(4) 生活保護の決定内容に疑問があるとき

① 福祉事務所への問い合わせ

福祉事務所の決定について疑問があるときは、直接、福祉事務所に説明を求めてください。

福祉事務所の決定は、生活保護申請の開始・却下だけでなく、生活保護受給中の変更等の決定も含まれます。

内容をもっと詳しく知りたいときは金額・数字なども記載した説明書類を渡しますので、申し出てください。



② 不服申立て

福祉事務所の決定に不服がある場合は、秋田県知事あてに審査を求めることができます。

秋田県知事の裁決にも不服がある場合は、厚生労働大臣あてに再審査を求めることができます。

6 生活保護が開始された場合

(1) 保護費の支給

原則として、毎月決められた日に（原則、月の初日）に1か月分の生活保護費が金銭で

支給されるか、指定の口座に振り込まれます。

なお、医療費や介護費については福祉事務所が、直接、医療機関や介護機関に支払います。

また、住宅家賃は貸し主に、学校給食費は学校長に、直接支払う場合があります。

(2) 生活保護を受けている間の留意事項

生活保護を受けている間守っていただくことや、資力がありながら保護を受けた場合は、生活保護費を返していただくことがありますので、ケースワーカーから説明を受けてください。

7 ご注意ください

暴力団員は、生活保護を受けることができません（ただし、急迫した状態にある場合等は除きます。）。

問い合わせ先

名 称	所在地	電話番号
北福祉事務所	大館市十二所字平内新田 237－ 1	0186－52－3951
小坂町		
上小阿仁村		
山本福祉事務所	能代市御指南町 1－10	0185－52－5105
藤里町		
三種町		
八峰町		
中央福祉事務所	潟上市昭和乱橋字古開 172－ 1	018－855－5175
五城目町		
八郎潟町		
井川町		
大潟村		
南福祉事務所	横手市旭川 1－ 3－46	0182－32－3294
美郷町		
羽後町		
東成瀬村		

